

地域における居住支援の 実現に向けた多様なアプローチ

令和8年（2026年）3月

厚生労働省

はじめに

本年度は3市を支援対象に伴走支援を行いました。

2市については居住支援協議会設立に合わせて支援がスタートし、それぞれの地域の課題や特性に合わせた居住支援体制づくりを考える機会となりました。また、1市については、「予防」をテーマとした居住支援体制づくりに取り組みました。全体を通じて「互いの立場を理解する」と「関係性を広げる」がキーワードだったと思います。

このパンフレットが、読者の皆様の取り組みを前進させる一助となり、我がまちの居住支援体制づくりの実現に向けた一歩となれば幸いです。

目次

• 高齢者住まい・生活支援伴走支援事業の概要	P 1
< 伴走支援内容 >	
• 鳥取県米子市	P 8
• 愛媛県松山市	P10
• 沖縄県那覇市	P12

高齢者住まい・生活支援伴走支援事業の概要

高齢単身世帯や高齢者のみ世帯について、大家が入居制限する理由として、孤独死などの不安等によるところが多く、これらに対応するため、社会福祉法人が不動産関係団体と連携し、高齢者の入居支援と、入居後の見守りサービスを提供する事例等もあります。

厚生労働省では、高齢者の住まいの確保と生活支援を進めるため、平成26年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施し、住まいの確保支援（住宅情報の提供・相談対応等）や生活支援（見守り等）に係る費用に対する助成を行い、平成29年度以降は同様の取組に対して地域支援事業交付金により支援ができるようにしています。

一方、地域支援事業により、モデル事業と同様の取組を実施している自治体の数は十分とは言えず、支援の全国的な普及までは至っていません。その理由として、自治体内(住宅部局と福祉部局等)の調整や社会福祉法人、不動産業者等との調整など、関係者が多岐にわたることから、検討が進まないといった意見もあります。

そこで、令和3年度から「高齢者住まい・生活支援伴走支援事業」を実施し、その枠組みの中で有識者や厚生労働省職員等を派遣するなど、高齢者の住まいの確保と生活支援を行う事業の実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等を行い、実施に向けて「伴走支援」を行いました。

「伴走支援」の内容

- ◆厚生労働省職員、有識者等の現地派遣(勉強会の講師、関係者との調整等)
- ◆課題の相談及びアドバイス
- ◆制度や他の取組事例、パンフレット等の情報提供

支援体制（伴走支援プロジェクト委員）

【五十音順・敬称略】

座長 井上 由起子 日本社会事業大学専門職大学院 教授


委員 入原 修一 公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会事業部 担当部長
 川村 岳人 立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 准教授
 栗田 将行 福岡市社会福祉協議会 住まい・まちづくりセンター 所長
 小鷹 学 国立市 健康福祉部 福祉総務課 課長（兼）都市整備部福祉交通担当課 課長
 齋藤 哲也 岡崎市財務部 部長
 諏訪 徹 日本大学 文理学部 社会福祉学科 教授

オブザーバー
 事務局 厚生労働省老健局高齢者支援課
 株式会社日本能率協会総合研究所

アドバイザー支援先一覧

【五十音順・敬称略】

支援先自治体	氏名	所属
鳥取県米子市	入原 修一	公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会事業部 担当部長
	諏訪 徹	日本大学文理学部社会福祉学科 教授
NPO法人ささえる 愛媛県松山市	井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院 教授
	栗田 将行	公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会事業部 担当部長
	小鷹 学	国立市 健康福祉部 福祉総務課 課長（兼）都市整備部福祉交通担当課 課長
株式会社レキオス 沖縄県那覇市	入原 修一	公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会事業部 担当部長
	川村 岳人	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 准教授
	齋藤 哲也	岡崎市財務部 部長



協議会を立ち上げることになったけど、庁内で何から始めればよいのだろう・・・？



支援①

- ◎居住支援の基礎を学ぶ勉強会の企画・運営支援（企画、適切な専門家の派遣等）
- ◎グループワークの進行、ファシリテート支援等



グループワークを通じ、互いの仕事・課題等を共有、顔が見える関係に

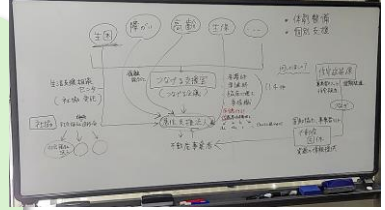
居住支援の必要性が理解できた！
福祉と住宅の距離が縮まり、相談できる関係に！

住まい相談をどう受けて、どう支援につなげるのか、適切なプロセスが分からない



支援②

- ◎既存の窓口・相談プロセス、問題点等の共有を支援
- ◎理想の相談プロセスづくりを支援（意見の交通整理、プロセス見える化）等



対話を通じて、自治体の現状に合った支援プロセスが完成

福祉部局の現状の支援プロセスが分かった！
住まい支援の流れ、役割分担が理解・共有できた！

身寄りのない高齢者から住まい相談が増えているけど、相談できる不動産事業者が少ない・・・



支援③

- ◎福祉と不動産の事業者が一堂に会し互いを理解する勉強会の企画・運営を支援
- ◎福祉と不動産の相互の視点、考え方を共有できるプログラムに留意



勉強会終了後も名刺交換が続き、活発な情報交換の場

不動産事業者の考え、困りごとを知れた！
福祉事業者と不動産事業者がつながった！

重層など、福祉部局で対応している取組と住まい支援をどのようにつなげばよいのだろう？


支援④

- ◎重層と居住支援の連携に取り組む先行自治体の取組について、福祉・住宅それぞれの担当者から紹介いただく合同勉強会を企画・運営



先行自治体の取組をオンラインで紹介、活発な意見交換の場

重層と居住支援との関係性がイメージできた！
他自治体の取組状況が分かり参考になった！



令和7年度 厚生労働省「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」支援団体一覧

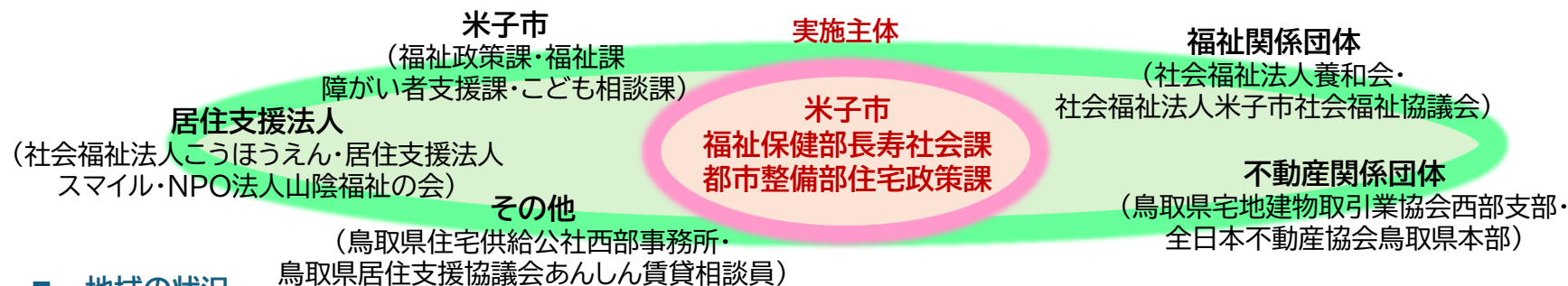
自治体	応募部局	応募概要
<p>鳥取県米子市 【新規】</p>	<p>住宅部局 福祉部局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 資力がなく、身寄りがない高齢者が増えており、対応に追われている。現場で支援する包括等に多数相談が寄せられる中で住まい確保が課題となっており、具体的な議論を進めていきたい。 ➤ 住宅部局が中心となり、居住支援協議会の設立を進めているが、設立後も見据え、福祉部局との連携含め、どのように取り組んでいけばよいか明確にしたい。 ➤ 市として居住支援にどう取り組むことができるのか明確にしたい。そのため、まずは現状、課題の把握に取り組む。 ➤ 協議会設立に向けては、まず高齢者を切り口として、体制を整えていくこととし、居住支援の入口から出口まで支援できるスキームを構築したい。
<p>NPO法人ささえる 愛媛県松山市 【新規】</p>	<p>居住支援法人 住宅部局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 団体（法人）が緊急連絡先になれない、身寄りがない、親族に頼れず保証人がいない等により、賃貸住宅等へ入居できないケースが多い。また、8050問題など、高齢や障害、DVなど複合的な支援が必要なケースも増加している。 ➤ 入居後のトラブルや亡くなった後の家財処分等に対して、不動産事業者や大家が拒否感を持っている（行政として、十分な情報提供もできていない）。 ➤ 居住支援協議会が設立されたものの、市と居住支援法人、居住支援法人同士の連携が図られていない（それぞれ単独で動いている）。 ➤ 協議会を機能させていく上で、福祉部局、不動産事業者・大家の理解（メリット等）を深めることが重要。また、居住支援法人の頑張りでも居住支援が保たれている現状もあり、継続性を確保していくためにも、関係者間の相互理解と役割分担を明確にしていく。
<p>株式会社レキオス 沖縄県那覇市 【継続】※R5支援</p>	<p>居住支援法人 福祉部局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内18か所の地域包括支援センターで、住まい相談も受けているが、転居相談（認知や身体の機能低下で入居を断られる、年齢を理由とした貸し渋り）が年々増加し、現場の負担感が高まっている。 ➤ 賃貸住宅の空きが少なく、賃料も高いため、市内の住まい確保が難しい。市営住宅も空きが少なく、入居が難しい。 ➤ 協議会設立後の動きも見据えて、庁内外の関係部局や団体等において、居住支援に対する現状と課題の共有、役割分担等を進める。 ➤ 不動産事業者・大家、居住支援法人等との関係づくりを進め、高齢者等に対する住まいの確保に関する体制、仕組みづくりに取り組む。

令和7年度 厚生労働省

「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」

伴走支援の取組内容





■ 地域の状況

人口 *R7.6.30時点	高齢化率 *R7.6.30時点	要支援・要介護認定率 *R7.4月末時点	第9期介護保険料	高齢単身世帯 *R2.10.1時点	空き家率 *R5.10.1時点
143,283人	30.0%(前期:17,881人/ 後期:25,123人)	21.1%	6,480円	11.8%	16.3%

■ 現状(居住支援に取り組む背景)と課題(居住支援ニーズ)

- ・ 資力がなく、身寄りがない高齢者が増えており、対応に追われている。(措置施設及び生活支援ハウスの入所ニーズの増大⇒行政対応)現場で支援する包括等にも多数相談が寄せられる中で、住まい確保が課題となっており、具体的な議論を進めていきたい。
- ・ 住宅部局が中心となり、居住支援協議会の立ち上げを進めているが、どのように取り組んでいくのか、福祉部局とどのように連携していくのか、具体的な内容、スケジュール感を明確にしたい。
- ・ 住まいの相談に関して、鳥取県居住支援協議会の「あんしん賃貸支援事業」の相談員(宅建協会)へつなぐこともあるが、緊急連絡先がない等の理由で確保できないケースもあり、厳しさを感じている。
- ・ 市営住宅は縮小の方向。空き室があるエリアは郊外に位置している場合が多い。

■ 本事業における想定スケジュール・実施事項・到達点

- ・ 庁内外の顔の見える関係づくり(関係者ヒアリング等)を進めながら、10月の設立総会に合わせて、レクチャーや意見交換等を行い、居住支援への理解や関係性を深めていく流れを想定。
- ・ 協議会設立後の効果的な運営に資する場づくり(勉強会、事例検討等)を進める。

■ 庁内・庁外との連携状況、検討事項

- ・ R3に、鳥取県が国交省の伴走支援を受け、鳥取県居住支援協議会が行ったグループワークへ参加。住宅・福祉部局、不動産事業者、福祉関係団体等との意見交換を通じて、居住支援に対する機運が高まった。
- ・ R4から、社会福祉法人養和会が、鳥取県宅地建物取引業協会西部支部へ呼びかけ、「高齢者・障がい者居住支援会議」を立ち上げ、他自治体の事例紹介等、勉強会等が定期的に行われており、R5より、米子市も参画している。
- ・ 福祉部局と住宅部局で居住支援の必要性に関する共通認識はできており、重層の会議に住宅部局も参加している(福祉と住宅の上層部も理解を示している)。
- ・ 社会福祉法人養和会から、市として居住支援に取り組んでほしいとの意向を受けている。

■ 目標・あるべき姿と目標到達に向けた課題

- ・ 居住支援としてどのようなことができるか市として明確にしたい。そのため、まずは現状、課題の把握に取り組む。
- ・ 協議会設立に向けては、まず高齢者を切り口として、体制を整えていくこととし、居住支援の入口から出口まで支援できるスキームを構築したい。

実施主体：米子市福祉保健部長寿社会課・都市整備部住宅政策課



- <応募の動機> ※事前ヒアリング(R7.7.29)
- 住まいの確保に困る単身高齢者や低所得高齢者が増加している(地域包括支援センターへの相談増加)
 - 「住まい」に関する取組は、医療や介護に比べて具体策が乏しく、第10期計画期間で強化を図りたい
 - 住宅確保要配慮者の入居における課題を整理し、要配慮者の属性に応じた入居スキームを構築したい
- まずは高齢者の入居スキーム構築を目指す



<R7.10.21> 伴走支援①

【課題認識】
 △協議会の構成メンバー間で居住支援の必要性、協議会の役割等に対する認識や理解に差がある

- <レクチャー①> ※諏訪AD
 ・居住支援の必要性、進めていく上でのポイントに関する講話
 <意見交換>
 ・参加者間で協議会への期待、不明点等を共有
 <レクチャー②> ※入原AD
 ・仲間づくりの重要性、つくり方のヒントに関する講話

<成果>
 ○居住支援に対する認識や理解の深まり
 ○居住支援協議会の必要性や方向性等を共有



<R7.12.24> 伴走支援②

【課題認識】
 △協議会メンバーの学びを担当者レベルへ拡大
 △担当者間の業務・困りごとが共有されていない

- <レクチャー①②> ※入原・諏訪AD
 ・現地支援のレクチャー①②を現場視点で講話
 <施策の説明> ※福祉・住宅部局
 ・高齢、障がい、孤独・孤立、公営住宅等、各施策取組・課題の共有
 <座談会>
 ・福祉と不動産の現場での課題・対応の共有・対話

<成果>
 ○居住支援に対する市の本気度が現場へ伝わった
 ○現場レベルで課題やニーズが共有され、主体性が醸成された



<R8.2.16> 伴走支援③

【課題認識】
 △前回、特に入居時の課題・ニーズが多く、現状の深堀りが必要
 △不動産関係者へ福祉の支援が伝わっていない

- <市の情報提供①> ※福祉部局
 ・高齢者の現状等及び福祉的なサポート・制度の説明
 <市の情報提供②> ※住宅部局
 ・連帯保証人・家賃債務保証会社・緊急連絡先ってなに？
 <意見交換>
 ・福祉・不動産事業者それぞれの疑問点の共有と回答・対話

<成果>
 ○連帯保証人、緊急連絡先等に関する理解の促進
 ○福祉の支援制度に対する不動産事業者の理解促進



今後の展望

- 長寿社会課**
 ・地域ケア会議への「不動産関係者」の参加
 ・地域包括支援センターの職員研修で「居住支援」をテーマに、不動産関係者を講師として招致
 ・圏域内の不動産事業者へ地域包括支援センターのチラシ・名刺を足で配る
- 住宅政策課**
 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業の「あんしん賃貸協力店」として登録のある市内の不動産店を回り、実態把握と居住支援への協力を呼びかけ
 ・現地支援③(高齢者部会)で得た知見・情報を他の部会にも共有し、メンバーの意識や知識の底上げへ

→居住支援協議会が地域の取組や資源をつなぐプラットフォームへ



■ 地域の状況

人口 *R7.7.1時点	高齢化率 *R7.7.1時点	要支援・要介護認定率 *R7.4月末時点	第9期介護保険料	高齢単身世帯 *R2.10.1時点	空き家率 *R5.10.1時点
494,142人	29.6% (前期:63,034人/ 後期:82,627人)	22.1%	6,650円	12.6%	15.0%

■ 現状(居住支援に取り組む背景)と課題(居住支援ニーズ)

- ・ 団体(法人)が緊急連絡先になれない、身寄りがない、親族に頼れず保証人がいない等により、賃貸住宅等へ入居できないケースが多い。また、8050問題など、高齢や障害、DVなど複合的な支援が必要なケースも増加している。
- ・ SN住宅の登録数は増えているが、家賃が高くマッチングできない
- ・ 入居後のトラブルや亡くなった後の家財処分等に対して、不動産事業者や大家が拒否感を持っている(行政として、十分な情報提供もできていない)。
- ・ 居住支援協議会が設立されたものの、市と居住支援法人、居住支援法人同士の連携が図られていない(それぞれ単独で動いている)。

■ 本事業における想定スケジュール・実施事項・到達点

- ・ 地域包括支援センター、ケアマネージャー等へヒアリングを行い、高齢者等の住まいに関する課題や傾向を把握する。したい。また、どのような支援体制があると協力してもらえるか、不動産事業者や居住支援法人と話を。その上で、わがまちに求められる協力体制や仕組みを明確にする。

■ 庁内・庁外との連携状況、検討事項

- ・ 重層的支援体制整備事業の開始、松山市居住支援協議会の設立など、行政としての取組は進んできているが、社協、居住支援法人、各関係機関の窓口等が独自で対応している現状であり、入口から出口まで一体的な支援は行えていない。
- ・ R5に、国交省の伴走支援を受け、R6に準備会を立ち上げ、NPO法人 ささえるによる講義、ロールプレイによる事例検討等を行い、R7の4月に協議会を設立(全体会は未実施)。
- ・ 住宅と福祉の間で、居住支援協議会の意義や役割等について、まだ共通認識にできていない。
- ・ NPO法人 ささえるは、理解のある不動産事業者・大家と個別につながり、必要に応じて相談、住まいの確保をお願いしているが、相談件数も多く、属人的ではなく、組織的な対応が必要と感じている。

■ 目標・あるべき姿と目標到達に向けた課題

- ・ 協議会を機能させていく上で、協議会に対する福祉部局、不動産事業者・大家の理解(メリット等)を深めることが課題。
- ・ 居住支援法人の頑張りによって居住支援が一定程度できている現状が、行政の課題認識を下げている可能性があり、本来、行政が担うべき役割を明確にすることも求められる。

実施主体：NPO法人ささえる・松山市開発建築部住宅課



- <応募の動機> ※事前ヒアリング(R7.7.29)
- 身寄りがない、親族に頼れず保証人がいない等により、賃貸住宅等へ入居できないケースが多い
 - 8050問題など、高齢や障害、DVなど複合的な支援が必要なケースも増加している
 - 入居後のトラブルや亡くなった後の家財処分等に対して、不動産事業者や大家が拒否感を持っている
- 居住支援協議会が設立されたが、住まいの確保から生活支援までをつなぐ体制づくりが課題



<R7.11.05> 伴走支援①

【課題認識】
 △居住支援の現場の大変さが庁内で十分共有されていない
 △協議会が設立されたが関係者が個々に動いている状況

- <レクチャー①> ※井上AD
 ・福祉の視点から見た居住支援の必要性についての講話
 <意見交換>
 ・それぞれの立場から困りごと、疑問点等を共有
 <取組紹介> ※小鷹AD
 ・国立市の取組を紹介
 <レクチャー②> ※栗田AD
 ・地域資源の活用に関する講話

<成果>
 ○お互いの困りごと・不安の共有
 ○関係機関の連携による課題解決の必要性を確認



<R8.01.30> 合同勉強会

【課題認識】
 △相談内容を整理し関係機関へつなぐ仕組みができていない
 △重層的支援体制整備事業と居住支援との関係性が不明確

- 岡崎市の取組を学ぶオンライン勉強会を開催(米子市と合同)
 <レクチャー①> ※岡崎市住宅部局
 ・住宅部局の役割、協議会の設立経緯、福祉との連携等について
 <レクチャー②> ※岡崎市福祉部局
 ・重層と居住支援協議会との連携、終活応援事業等について
 <質疑応答>
 ・岡崎市の取組に関する質疑応答

<成果>
 ○相談窓口のあり方、重層との連携等、住宅と福祉の連携イメージが具体化された



<R8.03.11> 伴走支援②

【課題認識】
 △福祉、住宅それぞれの相談プロセスが上手く連携できていない
 △各課が担うことができる役割、強みが共有されていない

- <各課の情報提供> ※住宅・福祉
 ・各課の住まい相談の現状、改善ニーズ、担える強みを共有
 <意見交換・ワーク> ※井上AD
 ・支援を進める上で課題となる点、各課が担える役割等について意見交換
 <ふりかえり>
 ・気づき・学びの共有、今後の取組意向についての共有

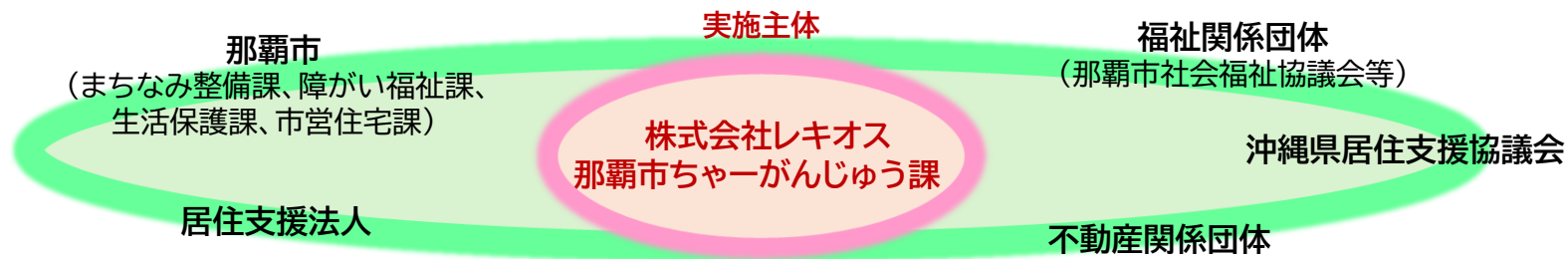
<成果>
 ○居住支援法人等の負担軽減に向け、行政の役割を明確化
 ○物件の充実の必要性を共有



今後の展望

○取組の方向性
 ・既存の窓口をそのまま活用するとともに、各相談が窓口ごとに分断されないよう連携できる仕組みづくり
 ・相談内容を踏まえ、不動産事業者や居住支援法人等へつなげる協議会としてのハブ機能の構築
 ・高齢者等が入居しやすい住宅の確保(不動産事業者・大家等との連携)
 ・一次アセスメントを基に、住宅・福祉・生活困窮など関係機関が連携して対応できる相談フローを作成・共有し、住まい相談から支援につながる流れを整理
 ・部局を超えた取組として役割分担を整理し、行政としての支援体制を構築

→関係機関が連携して居住支援に対応する仕組みづくりへ



■ 地域の状況

人口 *R7.5月末時点	高齢化率 *R7.5月末時点	要支援・要介護認定率 *R7.4月末時点	第9期介護保険料	高齢単身世帯 *R2.10.1時点	空き家率 *R5.10.1時点
312,316人	25.2% (前期:37,841人 /後期:40,731人)	19.8%	6,876円	12.3%	9.7%

■ 現状(居住支援に取り組む背景)と課題(居住支援ニーズ)

- 市内18か所の地域包括支援センターに、総合相談の中で住まい相談も委託しているが、転居相談(認知や身体の機能低下で入居を断られる、年齢を理由とした貸し渋り)等が年々増加しており、現場からも体制整備を望む声が上がっている。
- 賃貸住宅の空きが少なく、賃料も高い(6万円台～)ため、市内の住まい確保が難しい(年金生活のため、受給額では希望に合った物件が見つからない)。市営住宅も空きが少なく、入居が難しい。
- 古い物件も多く立ち退きにより急遽家を探が見つからないという声もある。年金生活ということもあり、受給額も十分ではないが高齢者の家条件の希望もありなかなか見つからない。

■ 本事業における想定スケジュール・実施事項・到達点

- チャージョウ課では、地域包括支援センター、不動産事業者・大家等へのヒアリングから始めて、地域の課題・ニーズ、居住支援に求められることを把握・整理するとともに、相談できる関係性を構築していく。
- 居住支援協議会の設立に合わせて、福祉部局としての居住支援の進め方、仕組みづくり等に関する提言をまとめる。

■ 庁内・庁外との連携状況、検討事項

- レキオスは、R5に本事業の支援を受け、地域包括支援センター、不動産事業者、行政職員(11自治体)を対象にセミナー等を実施。R6は、不動産事業者・大家が安心して相談できる環境づくり(信頼関係づくり、接点の広がり)に取り組む。
- R2より、住宅部局と福祉部局で意見交換を継続。生活保護担当課ではR6より「住まいサポート事業」が開始されるなど、庁内での取組は進展しているものの、物件の選択肢が限られている、包括が住まい相談を担うには、業務量の多さ、居住支援の制度理解の不足等で、難しい。
- 住宅部局を中心に、居住支援協議会の設立を検討中。

■ 目標・あるべき姿と目標到達に向けた課題

- 協議会設立後の動きも見据えて、庁内外の関係部局や団体等において、高齢者の居住支援に対する現状と課題の共有、役割分担等を進める。
- 不動産事業者・大家、居住支援法人等との関係づくりを進め、高齢者等に対する住まいの確保に関する体制、仕組みづくり。

実施主体：株式会社レキオス・那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課



<応募の動機> ※事前ヒアリング(R7.7.31)

- アパートの老朽化による建て替えなどで、転居を求められるケースが増えている
 - 地域包括支援センターにおける相談件数の増加、複合的な課題を抱えたケースの増加により、現場が逼迫
 - 市内の住宅需要の高まりから、空室が少なく、受け皿の確保が困難
- 高齢者の居住支援体制構築に向けて、市の実情に合わせた高齢者の住まいに関する施策の実現へ



<R7.08.27> 伴走支援①

【課題認識】
 △現場(地域包括支援センター)が抱える課題の把握が必要
 △不動産事業者に入居を断れない対応について学ぶ必要性

<アンケート結果共有>
 ・地域包括支援センターへのアンケート結果の共有
<意見交換>
 ・現場での困りごと、工夫している点、不動産事業者との連携等に関する情報共有、意見交換
<レクチャー> ※入原AD
 ・不動産事業者への理解促進、関係づくりのためのポイント解説

<成果>
 ○地域包括支援センターの現場における課題・ニーズの共有
 ○不動産事業者への理解促進



<R7.10.30> 伴走支援②

【課題認識】
 △不動産事業者の現状や課題感を十分に把握できていない
 △居住支援に向けて、不動産事業者との関係構築が必要

<不動産ヒアリング結果の共有>
 ・不動産事業者が感じている不安、入居を受け入れやすくなるポイント等についての説明
<施策説明> ※保護管理課
 ・住まいサポート事業の紹介
<レクチャー> ※齋藤AD
 ・岡崎市の協議会設立の経緯、居住支援に関する取組紹介等

<成果>
 ○不動産事業者の現状・課題を理解するとともに、予防的な居住支援の必要性を実感



<R8.02.05> 伴走支援③

【課題認識】
 △予防的視点で居住支援に取り組むことで将来的な住まい確保のリスクを低減したい

<レクチャー①> ※川村AD
 ・社会的孤立を防ぐ地域の支え合いによる居住支援のあり方、ポイントについての解説
<レクチャー②> ※齋藤AD
 ・予防的視点での居住支援について岡崎市の取組ベースで解説
<意見交換・質疑応答>
 ・グループで気づきや疑問の共有、ADへの質疑応答

<成果>
 ○予防的視点での居住支援の取組、地域で孤独・孤立を支える考え方の重要性への理解促進



今後の展望

○取組の方向性

- ・取組を通じて、不動産事業者から出てきた課題の整理・まとめを行う
- ・住宅部局主催の居住支援協議会設立検討会に対して高齢者の住まいに関わる課題を共有しつつ、引き続き対策について検討を進める
- ・圏域包括における地域ケア会議や、不動産事業者を交えたネットワーク会議を通して、家主や不動産事業者に安心してもらえる情報共有ツールの作成・検討を進めていく

→不動産事業者・大家の理解促進・関係構築を進め、予防的視点での居住支援の体制づくりへ



～伴走支援を振り返って～

井上アドバイザー

賃貸住宅に留まらず、福祉施設を含めた「住まい支援」というより大きな視点で捉えることが大切です。また、個別支援に熱意を持って取り組む現場の実践を、体制整備という面から自治体がしっかり支えていくことが必要になります。相手への関心、配慮や気遣いをもちながら、「みんなで楽しく」取り組むことが、居住支援を長く続け、支援を広げていく力になると思います。これからも応援しています。

入原アドバイザー

3自治体に共通して、皆さんが地に足を付けて着実に取り組まれていたことが印象的でした。公務員には人事異動がありますが、移動後も居住支援の視点を持ち続けることで取組は広がります（伝道師となってください）。また、事務局は抱え込みすぎず余白を持つことも大切で、そうした工夫を重ね、今後もつなぐを深められることを期待しています。

川村アドバイザー

住宅とコミュニティの関係という観点から見ると、居住支援法人が市営住宅の管理業務を一括して担っていることは、那覇市の大きな強みになり得ます。市営住宅の居住サポート住宅としての活用や、市営住宅の集会室を外部の人も集まる場として活かすことなども期待され、これからの那覇市には大きな可能性を感じます。

栗田アドバイザー

この一年の取組を通じて、福祉と住宅の連携という課題意識から出発し、松山市らしい居住支援の姿が徐々に形づくられてきたと思います。今後、事例を重ねる中で、居住支援協議会がハブとなり、役割分担や信頼関係が深まり、市民サービスの向上、資源配分の最適化が進むことを期待しています。

小鷹アドバイザー

支援の場では、リアルな目線で各部署の困難さが語られ、濃密な情報交換ができました。物件確保には、物件提供者の不安や困った感への対処が重要になってきます。各部署の動き、そして居住支援協議会が担う機能はどうあるべきか、具体化がさらに進むことを期待します。

齋藤アドバイザー

私も同じ自治体職員として、皆さんと同じ悩みを抱えながら取り組んでいます。無いものを嘆くのではなく、今あるものを結び合わせ、目の前のことを一歩ずつ進めていくことが大切です。岡崎市もまだ発展途上であり、これからも皆さんと一緒に歩んでいきたいと思っています。

諏訪アドバイザー

地域差はあっても共通する課題はあり、複数窓口の連動、アセスメントや相談フローの整理、事務局による交通整理の役割等の重要性が明らかになった実践でした。一人で抱え込まず、仲間をつくり、楽しみながら進めてきた各取組に、心から敬意を表します。今後期待しています。



令和7年度 高齢者住まい・生活支援伴走支援事業
地域における居住支援の実現に向けた多様なアプローチ

令和8年（2026年）3月発行
厚生労働省